

コード	20201
作成年度	24年度

# 基本事業評価表

基本事業名称	快適な住宅・住環境の整備
--------	--------------

総合計画の位置付け	
政策名称	安全、便利、快適な生活環境づくり
施策名称	ゆとりある住宅・住環境の整備

課コード	119	関係課名	世界遺産推進室
主管課名	建築課		

## 基本事業の目的

景観法に基づき、景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、本町の自然、歴史、文化等と調和した良好な景観の形成の促進を図り、もって魅力的なまちづくりを推進することを目的とする。

## 基本事業の成果

成果指標名称 1	景観審議会開催	成果指標名称 2	
成果指標の積算根拠	開催回数（実績）÷開催回数（計画）	成果指標の積算根拠	
目標達成年度	平成24年度	目標達成年度	
目標達成数値	2回/年	目標達成数値	

年		度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
成果指標 1	目標 A	単位	回		2	2	2	2
	実績 B		回		3	1	3	
	達成率 B/A		%		150.0	50.0	150.0	
成果指標 2	目標 A	単位						
	実績 B							
	達成率 B/A		%					

1次評価	現状	平成21年景観計画、景観条例施行、町全域を一般景観計画区域とした。平成23年上五島北魚目地域と頭ヶ島・ロク口島を重要景観計画区域に。その後、平成24年1月に北魚目の文化的景観が重要文化的景観に国指定、同月、区域を拡張し、崎浦の文化的景観を国に選定申出する。町民への周知・啓発のほか、必要に応じ景観審議会（委員10名）を開催し、町長の諮問に応じ、良好な景観形成に必要な事項を調査・審議している。
	課題	一部重要景観計画区域設定や景観重要公共施設の指定は今後に残している。世界遺産登録を目指す世界遺産推進室とも連携を密にし、景観計画に基づくガイドラインを示し、重要案件については適宜に景観審議会に諮り、迅速かつ円滑な事務処理に努める。また、公共事業等について、庁内の景観に係る部署とも連携・調整を行い、良好な景観形成について先導的かつ積極的な施策の推進を図る必要がある。
	改善	景観審議会に付議する案件の調査・審議のほか、審議会委員には日頃から景観に関する情報の提供を行うよう求められている。景観に対する専門的立場からの意見を尊重し、また、今後とも町民の景観意識の醸成に努める。

2次評価	本町の自然、歴史、文化等と調和した景観の形成を図り、魅力的なまちづくりを推進することを目的とするが、景観づくりについては、住民の生活環境に影響を及ぼすことから十分な制度の説明・啓発に努めること。
------	---

3次評価 住民等の意見	
----------------	--

町の対応	
------	--

※3次評価は、住民等の意見があった場合にのみ、再度公表するものとする。

## ◆基本事業を構成する評価対象事業◆

番号	評価コード	評価対象事業名称	担当課	平成23年度 直接事業費	評価の方向性
1	評価対象事業なし				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
基本事業を構成する評価対象事業の合計事業費					